



生コンクリート業界の未来を、
共に創る。

共創

6|29
June 2018 No.2

【発行】
一般社団法人
大阪兵庫生コン経営者会
〒530-0001
大阪府大阪市北区梅田1丁目1-3
大阪駅前第3ビル4F5
TEL 06-6347-5421
FAX 06-6347-5423

大阪広域協への仮処分命令!今後も、大阪兵庫生コン経営者会は業界の健全化に向けて全力で取り組みます。

昨秋、大阪広域生コンクリート協同組合(以下、大阪広域協)幹部が労働組合側との約束を反故にした事をきっかけに、平成29年12月12日にストライキが発生しました。当会は、その時点において交渉と調整を試み、当会会員社についてはストの影響を最小限で回避する事ができましたが、現在に至っても業界の秩序は大きく乱れ、労使間での大きな軋轢が生じています。今回出された大阪地裁の仮処分命令は、この状況を収束さ

せる大きな契機になるものと我々は捉えています。

当会は関西生コン関連業界の経営者と労働者間の交渉・調整を行なう中立な立場の団体です。この業界に関係する全てのステークホルダーの健全な関係の構築をめざし活動を続けてきました。そして、今後も「相互扶助」「公平・平等」の精神をもって、業界の健全な発展と成長に寄与していくことを、この機に改めて宣言します。

「仮処分命令」を踏まえて、私たちの呼びかけと要求

6月21日、株式会社ティーワイケイ高槻生コン(以下、TYK高槻)の申し立てを受けて、大阪地裁は大阪広域協に対し、仮処分命令(下段参照)を出しました。

それに基づいて、私たちは次のように呼びかけ、要求します。

①仮処分命令の申立によって、大阪広域協による差別的扱いを解消できることが明らかになりました。大阪広域協組合員社でTYK高槻と同様の「不当な処置」を受けている社についても、早急に申立を行いますように、呼びかけます。また、その場合は是非、当会までご一報下さい。

②大阪広域協は仮処分命令の内容に基づき、TYK高槻に対し、諸規則に準じた生コンの公平かつ平等な出荷の割当て、割付けを忠実かつ早急に再開する事を求めます。

なお、今回の命令書ではいわゆる「赤黒調整金」による事後的な金銭の調整・清算のみでは実際の「出荷」による利益をカバーするに十分ではないと記述されています。

今回の大阪地裁の仮処分命令の内容については、今後の保全異議審や本裁判において、結論が覆されない限り、有効に存続します。また、今回の結論が覆る可能性は非常に少ない、というのが専門家の見解です。

大阪地裁最終処分命令の要点

1 TYK高槻を大阪広域協から除名した決議は無効。

2 TYK高槻が大阪広域協の組合員たる地位、継続的商品売買契約上の地位を有する。

3 大阪広域協の組合員は、大阪広域協に対しその定款、諸規定を遵守するよう請求する権利がある。

4 TYK高槻には平成29年12月12日(連帯労組のストライキ初日)から平成30年4月3日(TYK高槻が大阪広域協に除名された日)までの間に割当て割付けを減少、停止される理由はない。

関西生コン関連業界正常化に向けて—— 決意表明

日頃は大阪兵庫生コン経営者会の活動にご理解とお力添えを賜わり誠にありがとうございます。

ご存知のように、大阪広域協の幹部たちは、平成29年12月12日のストライキに端を発した業界の混乱を収束させるための努力を怠るばかりか、大阪広域協に加勢した建交労・生コン産労・UAゼンセン、更には在特会とも連携し、混乱をさらに深め、不安を煽り立てるような言動・行動を繰り返しています。

大阪広域協は、組合員に対してシェアに基づく公平で平等な割当て及び割付けをしなければならないことが、諸規定に定められているにも関わらず、平成30年1月15日から社員に連帯労働組合員がいる会社(備車・バラ車も含めて)に対し、割付け削減・停止などを行ってきました。更には、個別に経営者を呼び出して恫喝し、嫌がらせの電話を何度もかけてくるなど、常軌を逸したその行動は、優越的地位の濫用、不当労働行為、そして威力業務妨害

とも言えるようなものであり、中小企業等協同組合法に基づく団体のすべきことではありません。

こうした経緯を踏まえて、私は経営者会の顧問弁護士に相談し、本年2月9日大阪地方裁判所に仮処分申立書を提出。4ヶ月間の審議を終えて6月21日に仮処分命令が出たのです。

経営者団体と労働組合は車両における両輪の関係です。お互いに適切な間隔を保ち、同じ方向を向いていなければ決して前に進むことはできません。経営者団体と労働組合が一緒により良い方向に向かって進むことにより、生コン関連業界が良くなる。これこそが健全な発展であると考えます。

大阪兵庫生コン経営者会は心をひとつにする方々と共に、考えられる、あらゆる方法と手段を尽して業界の正常化に取り組んでいきます。そして、私はその先頭に立ち、全力で不正・不法と闘うと共に、大阪広域協に対し、公平で平等な運営を求めています。

一般社団法人 大阪兵庫生コン経営者会 会長
門田 盛男

協同組合の公平平等な運営を命じた素晴らしい決定

今回の仮処分命令については二つのポイントがあります。一つは大阪広域協の組合員には大阪広域協に対し、大阪広域協の定款、その他諸規定を遵守して生コンの割当て割付けをするよう請求する具体的な権利があることを正面から認めた点です。この点、大阪広域協の現執行部は組合員にはそのような権利はなく、どのように割当て割付けをするかは執行部の裁量に委ねられ、組合員にはせいぜい赤黒調整金を請求できる権利しかない等との論を主張しましたが、裁判所は採用しませんでした。今一つは、そうは言っても具体的に大阪広域協が生コンを各組合員に割当て割付けるにあたって、どの程度の割当て割付けができるかは、生コンそれ自体の実需に左右される為、必ずしもシェア率どおりの割当て割付けができるわけではない。従って、実需の量が確定した後、自らのシェア率に従って割当て割付けが実行されていなければ損害賠償の問題になっても、前もってどの程度の量の生コン

について割当て割付けを請求する権利があるかを確定することが困難であるとの問題があったのです。この点に関しては、本決定はその困難さを「今回大阪広域協が高槻生コンに対し、出荷の割当て割付け停止又は減少させた理由として主張した事由が大阪広域協の定款、諸規定上認められないことを前提に、そのような事由に基づいて出荷の割当て割付けを停止又は減少させてはならない」と判断することによって解決しました。この決定によって大阪広域協が、今後、今回のような割当て割付けの停止又は減少をすれば強制執行手続きによってそのような行為をやめさせることができるようになったのです。また、この決定の論理は大阪広域協に加盟する全ての組合員にも当てはまるものです。

本紛争類型には、先行する決定、判決がないなか生コンクリート協同組合と組合員の関係を適正に規律できるようにした素晴らしい決定であると考えます。

船富法律事務所
弁護士 船富 光治